

農林水産省指令 26 消安第 1511 号

ハンバーガーパティの日本農林規格の確認等の原案作成委員会

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、原案作成機関として、ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和 52 年 10 月 8 日農林省告示第 1015 号）の確認、改正又は廃止の原案の作成を実施されたい。

原案の作成は、規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、日本農林規格の制定等に関する計画（平成 26 年度）に従って、科学的知見に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に適合するよう実施されたい。なお、その際、当該原案について客観的・合理的な根拠を明らかにする必要があることに留意されたい。また、原案を作成したときは、規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、速やかに、当該原案並びにその会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料を提出されたい。ただし、確認又は廃止の場合には、確認又は廃止をしようとするハンバーガーパティの日本農林規格を原案とみなす。

平成 26 年 6 月 16 日

農林水産大臣 林 芳 正

